

第七回 参議院法務委員会會議錄第三号

昭和二十五年二月二十八日（火曜日）午後一時二十八分開会

委員の異動

二月十三日委員來馬塚道君、岩木哲夫君及び星野芳樹君辭任につき、その補欠として西園寺公一君及び平野成子君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○商法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議員派遣要求の件

○委員長（伊藤修君） これより法務委員会を開きます。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続き質疑を継続いたします。

○政府委員（高橋一朗君） 前回答弁を留保いたしました問題につきましてお答えしたいと思います。昨年中副検事であつて起訴されたものが一人ありましたが、その経歴、犯罪事実を御報告いたします。岡山地検管内の副検事でありましたが、文筆登という三十八歳になる者であります。これは中学を出てから裁判所の給仕に入つて、それから雇、書記と昇任しまして、昭和二十二年十月に岡山地方檢察

官としての玉島区檢察庁勤務の檢察事務官として出納官をやつておつたのであります。その檢察事務官として出納官をやつておりましたときの犯罪で、その後昭和二十四年の八月に副検事になりまして、同管内の津山区檢察庁勤務に補せられていたのであります。犯罪事實は、合計約五万円の証憑品の換領金の横領と、それから二回に亘つて合計一万三千円ばかり事件の請託を受けて收賄した、こういう事件であります。

それから前回のお答えの中で間違ひがありましたので、訂正して頂きたいと思つたのでありますが、副検事の法務府研修所における研修の回数であります。昨年中副検事について八回これをを行い、それから副検事候補の檢察事務官について同様八回これを行つたように申上げたのでありますが、二十四年の分は副検事は二回、それから副検事の候補者は六回でありまして、後はその前法務府研修所が始まつて、新刑訴が公布された後の回数も加えておりますので、その点訂正して頂きます。

○委員長（伊藤修君） 他に御質疑はありますか。

○宮城タマヨ君 今の副検事の修習期間、期間にいたしましたらどのくらいになりますでしょうか。

○政府委員（高橋一朗君） この前も申し上げましたように、副検事の研修は中央の法務府研修所でやつておりますのですが、大体において一ヶ月やつてお

ります。それから副検事の候補者である檢察事務官につきましては、元は二週間でありましたけれども、本年になりましてからは大体やはり一ヶ月間品川の法務府研修所において毎日研修をいたしました。最後に試験をやつて、その試験の結果が相当副検事選考委員会で参考になされておるのです。

○委員長（伊藤修君） 別に質疑もなければ、これを以て質疑を終結いたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤修君） では質疑はこれを以て終結いたします。討論は省略して直ちに採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤修君） では直ちに採決いたします。本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長（伊藤修君） 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたします。では本案に対する本會議におけるところの委員長の口頭報告につきまして予め御了承願ひます。尙多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

鬼丸 義齋 宮城タマヨ 齋 武雄 深川タマエ 松井 道夫 松村眞一郎

○委員長（伊藤修君） 御署名はこれでございますか……ないと思へます。

○委員長（伊藤修君） 次は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

○國務大臣（殖田俊吉君） 只今議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律は、憲法第七十六條第一項及び裁判所法第二條第二項の規定に基づき、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域につき規定したものであります。今一回一部の裁判所の管轄区域又は名称の変更等更に次のような改正を要することになりましたのでこの法律案を提出いたしました次第であります。

この法律改正の第一点は、土地の状況及び交通の便否等にかんがみ管易裁判所の簡轄区域を変更せんとするものであります。

即ち第一には、川口簡易裁判所管内の埼玉県北足立郡谷塚町、草加町及び新田村並びに、大宮簡易裁判所管内の埼玉県南埼玉郡春日部町及び武里村を越ヶ谷簡易裁判所の管轄に変更すること。第二には越ヶ谷簡易裁判所管内の埼玉県南埼玉郡須賀村を久喜簡易裁判所の管轄に変更すること。第三には、下妻簡易裁判所管内の茨城県筑波郡十和村及び谷原村を土浦簡易裁判所の管轄に変更すること。第四には西宮簡易

裁判所管内の兵庫縣武庫郡本山村及び本庄村を灘簡易裁判所の管轄に変更すること。又、第五には兒島簡易裁判所管内の岡山県児島郡灘崎町を玉野簡易裁判所の管轄に変更せんとするものであります。これらの管轄区域の変更は、いずれも地元市町村の外、関係官公署及び地元弁護士会等の意向をも徴しまして慎重に決定したものであります。

第二点は、裁判所の管轄区域の基準となつた市町村、その他の行政区画に変更のあつたことに伴ひ、この法律の別表を訂正する点であります。

即ち従前の町村が合併して市又は町となり、又、市町村の名称が変更せられた等の裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたのに伴ひこの法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正する点であります。これについては別に御説明を要しないと思ひます。

又第三点は、簡易裁判所の所在地の名称の変更に伴う裁判所の名称の変更でありまして宮崎地方裁判所管内「飯肥簡易裁判所」を「日南簡易裁判所」と改称せんとするものであります。

以上誠に簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申し上げます。何とぞよろしく御願ひいたします。

○委員長（伊藤修君） では直ちに質疑に入りたいと思ひます。御質疑のある方はお申出願ひます。

○鬼丸義齋君 これはちよつと、次回

第四部 法務委員会會議錄第三号

昭和二十五年二月二十八日（参議院）

（一九五）

○委員長(伊藤修君) それでは本案につきましては、当法務委員会に幾多の簡易裁判所設置に関する請願もあることとありますから、これらと睨み合せまして尙研究いたして、次回に質疑を継続することに御異議ありませんでうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) ではさよう決定いたします。

○委員長(伊藤修君) 次に商法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず法務総裁から提案理由をお伺いいたします。

○国務大臣(殖田俊吉君) 只今議題になりました商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行商法は、明治三十二年に制定せられ、昭和十三年の大改正を経て、現在に至つたものであります。終戦後我が国の政治、社会、経済の各般に亘りまして、著々その民主化が実現せられつつありますことは、御承知の通りであります。国民の経済生活、殊に企業に密接なる関係を持つ商法の分野におきまして、経済の民主化に対応いたしまして、その改正が考慮せられなければならぬことは当然の趨勢であります。一昨年七月先ずその一端といたしまして、法律第四百十八号を以て、株式会社について、株金分割拂込制度が廃止せられました。これは経営者の恣意的な支配の制限と投資大衆の保護とを目的としたものであります。が、反面、これによつて会社は自己資本のプールの失い、その限度におきまして、資本調達に便を失うに至り

ましたことも又否む難いところであります。政府といたしましては、すでに当時から、この欠点を補ひ、会社の資金調達の便宜を図るための法的措置の必要を認めていたものであります。

企業資金に自己資本の調達を容易ならしめるということは、現下の我が国の産業復興にとりまして、不可欠の要請とされるところであります。財閥解体以後は、企業資本は広くこれを大衆の投資に仰ぐこととなりますので、この資金調達の便宜の問題は、同時にこれらの投資大衆、株式会社に

ついて申しますれば、株主の保護のための配慮を必要とするのであります。政府はこの資金調達の便宜と株主の保護との観点から、この際株式会社を中心とする現行商法の規定に全面的検討を加える必要ありと考へまして、英、米に行われております資本調達に便宜なオートライズド・キャピタル・システムいわゆる授權資本制度及びノン・パー・ストック即ち無額面株式の制度並びに一般株主保護の方策を考究することといたし、一昨年五月当時の法務庁に商法改正準備調査会を設けまして、学界、実業界、官界の学識経験者を委員にお願ひし、調査を進め、検討を重ねました末、法律案要綱作成の運びに至りましたので、昨年八月十三日、これを公表いたしますと共に、朝野の権威者を委員として、同年六月新たに発足いたしました法制審議会に、これを諮問いたしました次第であります。

法制審議会におかれましては、特に審議の慎重を期せられるため、商法部会を設け、部会に更に小委員会を設置の上、要綱発表以後広く学界、実業界等より寄せられました多数の御意見を十分参酌しつつ、慎重審議されました結果、原案に若干の重要な修正を加え、昨年十二月二十三日商法の一部を改正する法律案要綱修正案を答申されたのであります。よつて、政府はこの修正案に基き、法務府におきまして、鋭意審議立案いたしました。本年一月下旬立案の完了を見、過日商法の一部を改正する法律案として国会に提出し、本日ここにこの御審議を願うことと相成つた次第であります。

以上がこの法案の立案の趣旨及び經過の概要であります。次にその内容の要点を御説明申し上げます。この改正案は株式会社につきまして、いわゆる授權資本制度及び無額面株式の制度を採用いたしまして、会社の資本調達の便宜を図ると共に、株式の譲渡性、新株引受権、株主の議決権、株主の書類閲覧権、取締役の責任、少数株主の保護、外国会社及び罰則等に関する現行商法の規定に改正を加えたものであります。この法案におきまして採用いたしました授權資本制度は、大陸法系の株式会社の基本原則の一つであります。が、資本確定の原則に修正を加へ、会社の設立に際しては、必ずしも資本総額に当る株式の引受を要するものとせず、総株式数の四分の一以上の引受拂込によつて、会社は成立するものとす。その余の株式につきましては、会社成立後、そのときどきの資金の需要と経済情勢に応じて、原則として、取締役がその権限におきまして、必要とする数の株式を発行し得る制度であり、無額面株式の制度は、株式が企業に対する均等な比例的持分であるという性質に着眼いたしまして、従来の額面株式のほかに、券

面額の定めのない株式即ち発行価額が券面額に拘束されることのない株式を市況に応じ、公正な価額で発行し得るものとする制度でありまして、共に会社資本の調達に極めて大なる利便を提供するものであります。このように授權資本制度の下におきましては、会社は、現行法における複雑な増資手続によることなく、取締役の裁量により、随時株式を発行して資金を獲得し得るという利便がおります。他面におきまして、取締役の権限は頗る大となり、企業の興隆は、一に取締役の良識と材幹とにかかるとなりますので、改正案は、新たに合議体たる取締役会の制度を採用して、企業の経営方針は、原則として取締役会の専決することとし、この決定に基き代表取締役が業務の執行を担当することとした。これに伴つて、監査役制度を廃止して、監査役による業務監査をやめ、ただ会計の監査のために、新たに会計監査役を設けることとしたのであります。又取締役の職責の極めて重要なにかんがみまして、その選任及び解任につきましては、その要件を厳重にし、且つ、取締役の責任を明確にいたしますと共に、株主に対して、直接取締役の越権行為を阻止し、その責任を追及する途を開くこととしたしました。

改正案は、更に、前に申し上げました一般の投資大衆保護の要請に應ずるため、一般に株式会社が機構の民主化、株主の権利の強化をその重要な改正点といたしておりますが、その中特に重要な点を申し上げますと、

一、投資の回収を容易ならしめるため、定款による株式譲渡の制限を

禁止し、且つ、その方式を明確にすると共に、株式の名義書換を容易ならしめたこと、

一、定款による議決権の制限を認めないものとしたこと、

一、株主の会社企業に対する関與の機会を確保するため、通常総会の定足数につき、規定を設けずと共に、特別決議を慎重にいたし、その決議要件を厳格にいたしましたこと、

一、少数株主の資格を緩和いたしましたこと、

一、少数株主の希望する者の中から取締役を選出し得るようになるため、取締役の選任について、株主の請求により、いわゆる累積投票の方法によるべきこととしたこと、

一、取締役が会社の目的の範囲外の行為又は法令違反の行為をい

たし、これによつて会社に回復すべからざる損害を及ぼす虞れのある場合及び取締役が不公平な株式発行によつて、株主に不利益を興える場合には、株主は、その行為の差止めを請求することができるといふこと、

一、従来の少数株主の請求による訴の制度を廃止し、株主が会社のためみずから取締役の責任を追及する訴を提起することができるといふこと、

一、合併、営業譲渡等の場合において、これに反対する株主は、一定の手續に従ひ、会社に対して自己の持株の買取を請求することができるといふこと、

一、株主間の対立抗争、或いは会社財産の管理処分が著しい失当等のため、会社の運営が停頓状態に陥り、その続行が不能又は不適当な場合に、発行済株式数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、会社の解散を裁判所に請求することができるといふこと、

等であり、以上の外、改正案は、外国会社に関する現行商法の規定の整備を図つておき、外国会社は、他の法律、例えば、税法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法律の適用につきましては、原則として、内国会社と同一の地位を有する旨の一般的規定を設け、その法律上の待遇を明らかにいたしますと共に、日本において外国会社が継続的に取引を行うには、必ず営業所及び代表

者等の登記をしなければならないこと

といたしておきます。

以上申述べましたところから見られますように、この度の商法改正におきましては、授權資本制度及び無額面株式の制度の採用といひ、株主の書類閲覧権その他の規定といひ、従来の大陸法系の会社法から英米法系の会社法への転換が企図せられてゐるのであります。異なる法制的地盤に生じ立ちましたこれらの制度の採用に当りましては、如何にすれば、社会事情、経済状態に差異のある我が国の実情に最もよく適合するかは、特に慎重な配慮を要する点でありまして、政府といたしまして、要綱原案につきまして、広く一般の批判を求め、又法制審議会の御審議に当りまして、特にこの点に意を用ひられ、実業界その他の御意見を十分斟酌されましたことは、先に申し上げた通りでありまして、改正案はこの点におきまして、よく我が国情に合致するものと存するのであります。

尚、本改正案の施行につきましては、政令を以て、明年七月一日以前の日の施行の日として定めることといたしてありますが、本改正案は、現行会社法に根本的な改正を加えておりますので、幸い御可決を得られれば、一日も早く改正法律の周知徹底を図る必要があり、また、その施行のためには、別に、改正法律の施行に関する法律、非訟事件手続法、有限会社法及び関係法令の整備に関する法律等を立案いたさねばなりませんので、これらの事情も御含み頂きまして、何とぞよろしく御審議の程をお願いいたす次第であります。

○委員長(伊藤修君) それでは本案に

つきましては、明後日午前十時から法務委員会を開きまして、総論及び逐條に入りたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) 本日はこの程度にいたしたいと思ひますが、尙商法の一部を改正する法律案に関しまして大阪、名古屋、京都、九州、こういう地方におきまして各実業家、有識者等の御意見を伺ひまして調査の完全を期したいと、かように考えますので、これにつきましては衆議院においてもやはり同様の考えを持つておりまして、衆議院の法務委員長から合同してこの調査に當つて貰えないかという提議があつたのであります。これらに関しまして出張の日取り、人員、場所等につきましては一つ委員長に御一任をお願いしまして、議員派遣を御了承願えませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) それでは議員派遣につきましてはさよう御決定願つたものと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。午後一時五十六分散会

出席者は左の通り。

委員 伊藤 修君

理事 鬼丸 義齋君
高城タマヨ君
齋 武雄君
深川タマエ君
松井 道夫君
松村眞一郎君
國務大臣 法務總裁 殖田 俊吉君

政府委員 法務政務次官 牧野 寛索君
検事(法制意見総務室第一局長) 岡咲 恕一君
検事(法制意見総務室第四局長) 野木 新一君
検事(検務局長) 高橋 一郎君

二月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、商法中一部改正に関する請願(第四九〇号)

一、秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願(第五六二号)

第四九〇号 昭和二十五年一月二十五日受理

商法中一部改正に関する請願 請願者 東京都文京区小石川町一ノ一日本発送電機株式

会社内 井上安治外一

紹介議員 佐々木良作君 太田 敏兄君

第五六二号 昭和二十五年一月二十七日受理

秋田県増田町に簡易裁判所設置の請願 請願者 秋田県平鹿郡増田町長

石田理吉外二十五名

紹介議員 鈴木 安孝君

湯沢裁判所の管轄下にある雄勝郡東部の各村は同裁判所の所在地湯沢町に至るには、川連町より八キロの山谷峠を越えるか五キロの距離にある増田町を通過して十文字町に至り汽車を利用するはかなく遠距離増田町は夏季でも宿泊を余儀なくされている。ことに冬季間は積雪のため宿泊も数日に及ぶことは通例であつて時間的にも不利不便であるから日増に取扱事件が激増する情況を考慮され事務能率の向上と国民福祉、人権擁護の見地より同地方の中心地である増田町に簡易裁判所を設置せられたとの請願。

二月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願(第六三二号)

第六三二号 昭和二十五年一月三十一日受理

香川県小豆郡に地方裁判所支部等設置の請願 請願者 香川県小豆郡土庄町長

中塚卓藏外十五名

紹介議員 加藤常太郎君

香川県小豆郡は、瀬戸内海の東部に位し、高松市へ海上十二海里、汽船で約一時間半を要する島で、十六箇町村、六万二千余の人口を有しており、民事刑事その他各種の訴訟事件は年毎に増加している。しかるに郡内には土庄簡易裁判所が設置されているが、同裁判

所の権限は極めて狭いので、権限外の事件については、当地方民は管轄裁判所所在地の高松市まで出向く要があるが、往復に多くの時間を要し、また往々交通上の障害を生ずるので、出頭が不能となり、訴訟の遅延をきたす場合もあつて、権利の保護に遺憾な点もすくなくないから、当郡に地方裁判所支部、家庭裁判所支部等を設置せられたいとの請願。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、尼崎市に神戸地方裁判所支部及び檢察庁支部設置の請願（第八一六号）
一、宮城県築館区檢察庁を仙台地方檢察庁支部に昇格の陳情（第一四五号）

第八一六号 昭和二十五年二月九日受理

尼崎市に神戸地方裁判所支部および檢察庁支部設置の請願

請願者 兵庫県尼崎市市長 六島誠之助

紹介議員 岡崎 眞一君

兵庫県尼崎市は、大阪市に近接しているため、住民の往来が多く、従つて各種の犯罪事件数も逐年上昇し、所轄裁判所である神戸地方裁判所伊丹支部で処理する刑事事件の七割は、本市で発生したものであるが、同裁判所は本市から九キロの遠距離にあるので、民刑事家事審判等の関係者が出頭するのに非常な不便をきたしているから、すみやかに、本市に裁判所支部および檢察庁支部を設置せられたいとの請願。

第一四五号 昭和二十五年二月七日受理

宮城県築館区檢察庁を仙台地方檢察庁支部に昇格の陳情

陳情者 宮城県栗原郡築館町長 尾形甚治外二名

宮城県栗原郡には、国家地方警察一、自治体警察五が所在し、昭和二十三年には築館町に簡易裁判所、区檢察庁が設置され、犯罪捜査および裁判に一段と便利となつたが、支部裁判所、支部檢察庁が古川に設置されているため、その管轄に属する事件については、關係者は古川まで往復しなければならず、その労苦と負担とは地方住民に多大な不便と損失を與えているから、治安の維持、裁判の民主化等の見地より、築館区檢察庁を仙台地方檢察庁支部に昇格せられたいとの陳情。

二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

別表第四表名称の欄中「飯肥簡易裁判所」を「日南簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「宮崎県南那珂郡飯肥町」を「日南市」に、「北海道枝幸郡中頓別村」を「北海道枝幸郡中頓別町」に改める。

別表第五表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷塚町 草加町 新田村」並びに同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部町」及び「武里村」を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「日勝村」を「日勝村須賀村」に、「栗橋町」を「栗橋町 静村 豊田村」に改める。

同表越ヶ谷簡易裁判所の項を次のように改める。

埼玉県の内	
南埼玉郡の内	
越ヶ谷町	大澤町
大相模村	櫻井村
大袋村	萩島村
八篠村	川柳村
百間村	春日部町
武里村	
北葛飾郡の内	
吉川町	三輪野江村
彦成村	早稲田村
旭村	東和村
松伏領村	金杉村
杉戸町	田宮村
堤郷村	高野村
幸松村	豊野村
蜜珠花村	櫻井村
富多村	南櫻井村
川邊村	八代村
豊岡村	
北足立郡の内	
谷塚町	草加町
新田町	

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍町」を削り、「熊谷市」を「熊谷市 行田市」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大相村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田村」を「小田村 谷」に改める。

原村 十和村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞穂村 源清田村」に改め、同表下妻簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷原村 十和村」を削り、同表前橋簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬縣の内	
前橋市	
勢多郡の内	
上川淵村	下川淵村
木瀬村	南橋村
富士見村	芳賀村
宮城村	荒砥村
柏川村	横野村
北橋村	敷島村
群馬郡の内	
總社町	元總社村
東村	國府村
北群馬郡の内	
澁川町	豊秋村
古巻村	駒寄村
明治村	桃井村
伊香保町	金島村
小野上村	長尾村
白郷井村	

同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山田村」を「上山田町」に改め、同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛宕郡」及び「右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「葛野郡」を削り、同表灘簡易裁判所の管轄区域の欄中「住吉村」を「住吉村 本山村 本庄村」に改め、同表

西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本山村 本庄村」を削り、同表關西簡易裁判所の管轄区域の欄中「富岡村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」及び同表金澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「能美郡の内 鳥越村 尾口村 白峯村」を削り、同表小松簡易裁判所の項を次のように改める。

小松	
石川縣の内	
小松市 江沼郡 能美郡	
同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川邊村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿知須町」を「阿知須町 小郡町」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「米川村」を「米川村 富田町 福川町」に、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「鉢立村」を「鉢立村 灘崎町」に改め、同表見島簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘崎町」を削り、同表林野簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯郷村」を「湯郷町」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「荒木村」を「荒木町」に、同表小城簡易	

裁判所の管轄区域の欄中「北多久村」を「北多久町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬町」を「大島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛野村」を「愛野町」に、同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「平村」を「平町」に改め、同表大分簡易裁判所、別府簡易裁判所、杵築簡易裁判所、三重簡易裁判所及び佐伯簡易裁判所の項を次のように改める。

大分	大分縣の内 大分市 大分郡 北海部郡の内 大在村 佐賀關町 一尺屋村 神崎村 坂ノ市町
別府	大分縣の内 別府市
杵築	大分縣の内 速見郡 東國東郡の内 奈狩江村
三重	大分縣の内 大野郡
佐伯	大分縣の内 佐伯市 南海部郡
日南	宮崎縣の内 日南市 南那珂郡
高千穂	宮崎縣の内 西臼杵郡

同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「枕崎町」を削り、「鹿兒島縣の内」を「鹿兒島市」に改め、同表肥前簡易裁判所の項を次のように改める。

易裁判所の管轄区域の欄中「上土別村」を「上土別町」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「置戸村」を「置戸町」に改め、同表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

協町 徳島縣の内
美馬郡
麻植郡の内
木屋平村

同表徳島池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美馬郡の内 西祖谷山村 東祖谷山村」を削り、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「新宇佐町」を「新居村 宇佐町」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「與津村」を「與津村」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、商法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律案
商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二款 取締役」を「第三款 取締役及取締役会」に、「第三款 監査役」を「第三款 会計監査役」に、「第四節 会社ノ計算」を「第四節ノ二 新株ノ発行」に、「第二款 社債権者集会」を「第三款 社債権者集会」に、「第六節 定款ノ変更」を「第六節ノ二 資本ノ減少」に、「第五章 株式合資会社」を「第五章 創設」に改める。
第十七條中「株式合資会社又ハ株式合資会社」を「株式合資会社」に改める。
第五十三條中「株式合資会社及株式合資会社」を「株式合資会社」に、「四種」を「三種」に改める。
第五十六條第二項中「又ハ株式合資会社」を削り、同條第四項中、「第三百四十三條及第四百六十七條」を「及第三百四十三條」に改める。
第五十八條から第六十條までを次のように改める。
第五十八條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テ公益ヲ維持スル為ニ会社ノ存立ヲ許スペカラザルモノト認ムルトキハ法務總裁又ハ株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ会社ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
一 会社ノ設立ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ
二 会社ガ正当ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年内ニ開業ヲ為サズ又ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキ
三 会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役ガ法務總裁ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法

令若ハ定款ニ定ムル会社ノ權限ヲ超越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ
前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ法務總裁若ハ株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得
第五十九條 創除
第六十條 創除
第六十四條第一項第六号及第七十七條第一項中「又ハ社員ガ支配人ト共同シを削る。
第六十六條及び第六十七條を次のように改める。
第六十六條 創除
第六十七條 創除
第二百二十二條中「檢察官」を「法務總裁」に改める。
第二百三十四條の次に次の一條を加える。
第二百三十四條ノ二 清算人ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ清算人ハ会社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
前項ノ場合ニ於テ清算人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ清算人ハ第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
第二百三十五條中「第二項及第二百六十六條」を「第三項及第二百五十四條ノ二」に改める。
第二百三十六條第三項中「第七十七條」を削る。
第二百六十六條を次のように改める。

第六百六十六條 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一 目的

二 商号

三 会社ガ発行スル株式ノ總數並ニ額面無額面ノ別及數

四 額面株式ヲ発行スルトキハ一

株ノ金額

五 会社ノ設立ノトキニ定メラレタル会社ガ発行スル株式ノ總數ニ付株主ニ對スル新株ノ引受權ノ有無又ハ制限ニ關スル事項若シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ關スル事項

六 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數並ニ額面無額面ノ別及數

七 会社ノ設立ニ際シテ無額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ最低發行額

八 本店及支店ノ所在地

九 会社ガ公告ヲ為ス方法

十 發起人ノ氏名及住所

会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ハ会社ガ発行スル株式ノ總數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第六百六十八條第一項第五号中「株式ノ」を「株式ノ額面無額面ノ別」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一乃至三 削除

第六百六十八條の次に次の一條を加える。

第六百六十八條ノ二 会社ノ設立ニ際

シテ発行スル株式ニ關スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

一 株式ノ種類及數

二 株式ノ發行額

三 無額面株式ノ發行額中資本ニ組入レザル額

第七百七十一條第一項中「株式ノ總數」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數」に、「株金」を「其ノ發行額ノ」に、「監査役」を「會計監査役」に改める。

第七百七十一條を次のように改める。

第七百七十一條 削除

第七百七十二條中「株金ノ」を削る。

第七百七十三條第一項及び第二項中「第四号乃至第七号」を削り、同條第一項中「前三條」を「第七十條及前條」に改める。

第七百七十四條中「株式ノ總數」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數」に改める。

第七百七十五條第二項及び第三項を次のように改める。

株式申込証ハ發起人ノ之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名

二 第六百六十六條第一項ニ掲グル事項

三 会社ノ存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 數種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及數

五 開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

六 株主ニ配當スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタル

ルトキハ其ノ規定

七 第六百六十八條第一項ニ掲グル事項

八 第六百六十八條ノ二ニ掲グル事項

九 各發起人ガ引受ケタル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及引受額

十 拂込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所

十一 一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

十二 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ營業所

株式申込人ハ株式申込証ニ第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 額面株式及無額面株式ヲ共ニ發行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ額面無額面ノ別

二 數種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ種類

三 無額面株式ヲ發行シ又ハ額面以上ノ額面ヲ以テ額面株式ヲ發行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ引受額

第七百七十七條第一項中「株式總數」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數」に、「株金」を「其ノ發行額ノ」に改め、同條第二項中「株金」及び同條第三項中「第七十一條及」を削る。

第七百七十八條中「株金ノ」を削る。

第七百七十九條第二項を次のように改める。

創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ

シテ且引受アリタル株式ノ總數ノ過半數ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ為ス

同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「第二百四十七條乃至」を「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條、」に改める。

第七百八十一條第一項中「第四号乃至第七号」を削る。

第七百八十三條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第七百八十四條中「監査役」を「會計監査役」に、同條第一項第一号中「株式總數」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數」に改める。

第七百八十五條第一項中「第四号乃至第七号」を削る。

第七百八十八條第一項中「株式ノ總數」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數」に改め、第二項中第一号から第十一号までを次のように改める。

一 第六百六十六條第一項第一号乃至第四号及第九号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 第七百七十五條第二項第三号乃至第六号及第十二号ニ掲グル事項

四 轉換株式ヲ發行スルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

五 發行済株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數

六 資本ノ額

七 取締役及會計監査役ノ氏名及住所

八 代表取締役ノ氏名

九 數人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第七百八十九條第一項中「株金ノ」を削る。

第七百九十條第二項を削る。

第七百九十二條を次のように改める。

第七百九十二條 会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ニシテ会社ノ成立後仍引受ナキモノアルトキハ發起人共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

会社ノ成立後第七十條又ハ第七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未済ナル株式アルトキハ發起人ハ連帶シテ其ノ拂込ヲ為シ義務ヲ負フ

第七百八十六條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七百九十五條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第七百九十六條及び第七百九十七條を次のように改める。

第七百九十六條 第二百六十六條第四項及第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ發起人ニ之ヲ準用ス

第七百九十七條 削除

第七百九十八條中「自己ヲ發起人ナリト認シテ株式ノ申込ヲ為シタル者ニ對シ」を削る。

第七百九十九條を次のように改める。

第七百九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ發行スルコトヲ得

第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金ノ」を削る。

株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引
受価額ヲ限度トス
第二百一十一條第二項中「株主ノ」を削
る。

第二百一十二條第一項中「株式」を「額
面株式」とし、同條第二項中「株式ノ」を
「前項ノ」に改め、同條第三項として
次の一項を加える。

額面株式ノ発行価額ハ券面額ヲ下
ルコトヲ得ズ

第二百一十三條第三項を削り、同條
第一項として次の一項を加える。

共同シテ株式ヲ引受ケタル者ハ連
帶シテ拂込ヲ為ス義務ヲ負フ
第二百一十四條第一項を次のように改
める。

株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之
ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ
第二百一十五條第二項中「及第十四條
第二項」を「第十四條第二項及第十
六條第一項」に、同條第一項を次の
ように改める。

記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依
リ又ハ株券及之ニ株主トシテ表示
セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証
スル書面ノ交付ニ依リテ之ヲ為ス
第二百一十五條に次の一項を加える。

記名式ノ株券ノ占有者ガ第一項ノ
譲渡ヲ証スル書面ニ依リ其ノ權利
ヲ証明スルトキハ之ヲ適法ノ所持
人ト看做ス譲渡ヲ証スル書面ニ讓
受人ノ氏名ノ記載ナキ場合ト雖モ
亦同ジ

第二百一十六條第一項中「株券ノ裏書
ニ依ル」を削り、同條第二項及び第
三項を次のように改める。

会社ハ定款ヲ以テ名義書換代理人
ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場

合ニ於テ名義書換代理人ガ取得者
ノ氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ
記載シタルトキハ前項ノ名義書換
アリタルモノト看做ス

会社ハ株券ヲ登録スル為定款ヲ以
テ登録機關ヲ置ク旨ヲ定ムルコト
ヲ得

第二百一十八條中「又ハ転換」を「分割、
転換、買収又ハ第二百九十三條ノ三
第二項ノ規定ニ依ル株式ノ発行」に
改める。

第二百一十九條第三項中「前條」を「前
條又ハ前項」に改め、同條第二項の
次に次の一項を加える。

第一項ノ質權者ノ權利ハ第二百九
十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ株
主ガ受クベキ株式ニ及ブ

第二百二十條に次の二項を加える。
四 第二百四十五條ノ二又ハ第四
百八條ノ二ノ規定ニ依リ株式ノ
買取ヲ為ストキ
第二百二十一條中「及第三号」を「乃
至第四号」に改める。

第二百二十二條を次のように改め
る。
第二百二十二條を次のように改め
る。

第二百二十二條 会社ハ利益若ハ利
息ノ配當、残余財産ノ分配又ハ利
益ヲ以テスル株式ノ消却ニ付内容
ノ異ル數種ノ株式ヲ發行スルコト
ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ各
種ノ株式ノ内容及數ヲ定ムルコト
ヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナ
キトキト雖モ新株ノ引受、株式ノ
併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式
ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格
別ノ定ヲ為スコトヲ得

第二百二十二條の次に次の六條を
加える。

第二百二十二條ノ二 会社が數種ノ
株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款
ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル株式
ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコト
ヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ
得此ノ場合ニ於テハ転換ノ條件、
転換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内
容及転換ノ請求シ得ベキ期間ヲ定
ムルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ニ依リテ定ムル
數種ノ株式ノ數ノ中転換ニ因リテ
發行スベキ株式ノ數ハ前項ノ期間
内之ヲ留保スルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ三 転換ニ因リテ
株式ヲ發行スル場合ニ於テハ転換
株式ノ發行価額ヲ以テ転換ニ因リ
テ發行スル株式ノ發行価額トス

第二百二十二條ノ四 第二百二十二
條ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式
申込証ニ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ
要ス

一 株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換
スルコトヲ得ベキコト
二 転換ノ條件
三 転換ニ因リテ發行スベキ株式
ノ内容
四 転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベ
キ期間

第二百二十二條ノ五 株式ノ転換ヲ
請求スル者ハ請求書ニ通ニ株券ヲ
添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコト
ヲ要ス

前項ノ請求書ニハ転換セントスル
株式ノ數及請求ノ年月日ヲ記載シ
之ニ署名スルコトヲ要ス

株式ノ転換ノ請求ハ第二百二十四
條ノ二第一項ノ期間内ハ之ヲ為ス
コトヲ得ズ

第二百二十二條ノ六 転換ハ其ノ請

求ヲ為シタル時ニ於テ其ノ効力ヲ
生ズ但シ利益又ハ利息ノ配當ニ付
テハ定款ヲ以テ其ノ請求ヲ為シタ
ル時ノ屬スル營業年度又ハ其ノ前
營業年度ノ終ニ於テ転換アリタル
モノト看做スコトヲ得

第二百二十二條ノ七 株式ノ転換ニ
因ル變更ノ登記ハ毎月末日現在ニ
依リ同日ヨリ本店ノ所在地ニ於テ
ハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ
三週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百二十三條中「株主名簿」を
「記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ
株主名簿」に、同條第二号中「株式ノ」
を「株式ノ額面無額面ノ別」に改め、
同條第五号を削り、同條に次の二項
を加える。

無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキ
ハ株主名簿ニハ其ノ額面無額面ノ
別、種類、數、番号及發行ノ年月
日ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ転換株式ヲ發
行シタルトキハ第二百二十二條ノ
四ニ掲グル事項ヲモ株主名簿ニ記
載スルコトヲ要ス

第二百二十四條の次に次の一條を
加える。
第二百二十四條ノ二 会社ハ議決權
ヲ行使シ又ハ配當ヲ受クベキ者其
ノ他株主又ハ質權者トシテ權利ヲ
行使スベキ者ヲ定ムル為定款ヲ以
テ一定期間株主名簿ノ記載ノ變更
ヲ為サザル旨又ハ一定ノ日ニ於テ
株主名簿ニ記載アル株主若ハ質權
者ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ株
主若ハ質權者ト看做ス旨ヲ定ムル
コトヲ得

前項ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコト
ヲ得ズ

第一項ノ日ハ株主又ハ質權者トシ
テ權利ヲ行使スベキ日ノ前六十日
内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

会社ハ第一項ノ期間又ハ日ヲ三十
日前ニ公告スルコトヲ要ス但シ定
款ヲ以テ其ノ期間又ハ日ヲ指定シ
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十五條第三号から第六
号までを次のように改める。

三 会社が發行スル株式ノ總數並
ニ額面無額面ノ別及數
四 額面株式ナルトキハ一株ノ金
額
五 会社ノ成立後發行セラレタル
株式ニ付テハ其ノ發行ノ年月日
六 數種ノ株式アルトキハ其ノ株
式ノ内容

七 転換株式ナルトキハ第二百二
十二條ノ四ニ掲グル事項
第二百二十六條第一項中「会社ノ
成立後」を「会社ノ成立後又ハ新株ノ
拂込期日後」に改め、同條第一項と
して次の一項を加える。

会社ハ成立後又ハ新株ノ拂込期日
後遲滞ナク株券ヲ發行スルコトヲ
要ス

第二百二十九條を次のように改め
る。
第二百二十九條 小切手法第二十
一條ノ規定ハ株券ガ無記名式ノモノ
ナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ
其ノ所持人ガ第二百五條第二項若
ハ第三項ノ規定ニ依リ權利ヲ証明
スルトキニ之ヲ準用ス

第三節第一款中第二百三十一條の
前に次の一條を加える。

第二百三十條ノ二 總會ハ法令又ハ
定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ為
スコトヲ得

第二百三十一條を次のように改める。

第二百三十一條 総会ノ招集ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス

第二百三十五條第二項を削る。

第二百三十六條を次のように改める。

第二百三十六條 削除

第二百三十七條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル」に、同條第二項中「取締役ガ総会招集ノ手續ヲ為サザルトキハ」を「総会招集ノ通知ガ発セラレザルトキハ」に、同條第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依ル總会ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百三十八條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第二百三十九條第一項中「出席シタル株主」を「発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ代理權ノ授與ハ總会毎ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十條を次のように改める。

第二百四十條 總会ノ決議ニ付テハ議決權ナキ株主ノ有スル株式ノ數ハ発行済株式ノ總数ニ之ヲ算入セズ

前條第五項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條

第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入セズ

第二百四十一條第一項但書を削る。

第二百四十二條を次のように改める。

第二百四十二條 会社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ利益ノ配當ニ關シ優先的内容ヲ有スル種類ノ株式ニ付株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得但シ其ノ株主ハ定款ニ定ムル優先的配當ヲ受ケザル旨ノ決議アリタル時ヨリ其ノ優先的配當ヲ受クル旨ノ決議アル時迄ハ議決權ヲ有ス

前項ノ株式ノ總數ハ発行済株式ノ總数ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十四條第二項中「及監査役」を削る。

第二百四十五條第一項第一号中「一部」を「重要ナル一部」に改め、同項第四号を削り、同條第二項を次のように改める。

前項ノ行為ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四十五條の次に次の三條を加える。

第二百四十五條ノ二 前條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總会ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ同項ニ掲グル行為ニ反對ノ意思ヲ通知シ且總会ニ於テ之ニ反對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ同條第一項第一号ノ場合ニ於テ決議ト同時ニ解散

ノ決議ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百四十五條ノ三 前條ノ請求ハ決議ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

株式ノ價格ノ決定ニ付株主ト会社トノ間ニ協議調ヒタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ九十日以内ニ其ノ支拂ヲ為スコトヲ要ス

決議ノ日ヨリ六十日以内ニ協議調ヒタルトキハ株主ハ其ノ期間經過後三十日以内ニ裁判所ニ對シ價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

会社ハ裁判所ノ決定スル價格ニ對スル第二項ノ期間經過後ノ法定利息ヲモ支拂フコトヲ要ス

株式ノ代金ノ支拂ハ株券ト引換ニ之ヲ為スコトヲ要ス株式ノ移転ハ代金ノ支拂ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十五條ノ四 第二百四十五條ノ二規定スル株主ノ請求ハ会社ガ第二百四十五條第一項ニ掲グル行為ヲ中止シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ株主ガ前條第三項ノ期間内ニ同項ノ請求ヲ為サザルトキ亦同ジ

第二百四十六條中「前條」を「第二百四十五條」に改める。

第二百四十七條中「株主、取締役又ハ監査役」を「株主又ハ取締役」に改める。

第二百四十八條第一項中「一月内」を「三月内」に改める。

第二百四十九條の次に改める。

第二百四十九條 削除

第二百五十一條 削除

第二百五十二條中「第二百五十九條」を削る。

第二百五十三條第二項中「第四項」を第五項に、同條第二項中「及第二百五十八條乃至第二百五十條」を「第二百五十八條及第二百五十條」に改める。

「第二款 取締役」を「第二款 取締役及取締役会」に改める。

第二百五十四條第一項の次に次の一項を加える。

会社ハ定款ヲ以テスルモ取締役ガ株主タルコトヲ要スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二百五十四條の次に次の一條を加える。

第二百五十四條ノ二 取締役ハ法令及定款ノ定並ニ總会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

第二百五十六條を次のように改める。

第二百五十六條 取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

最初ノ取締役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總会ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨グ

第二百五十六條の次に次の三條を加える。

第二百五十六條ノ二 取締役ノ選任決議ニ付テハ總会ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ株式ノ數ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ發行済株式ノ總数ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ

第二百五十六條ノ三 二人以上ノ取

締役ノ選任ヲ目的トスル總会ノ招集アリタルトキハ株主ハ会社ニ對シ會日ヨリ五日以前ニ書面ヲ以テ累積投票ニ依ルベキコトヲ求ムルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ取締役ノ選任決議ニ付テハ各株主ハ一株ニ付選任スベキ取締役ノ數ト同數ノ議決權ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ各株主ハ一人ノミ投票シ又ハ二人以上ニ投票シテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次取締役ニ選任セラレタルモノトス

第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ議決ニ先チ同項ノ請求アリタル旨ヲ宣告スルコトヲ要ス

第一項ノ書面ハ總会ノ終結ニ至ル迄之本店ニ備置キ株主ノ閱覽ニ供スルコトヲ要ス

第二百五十六條ノ四 会社ハ定款ヲ以テ取締役ノ選任ニ付累積投票ニ依ラザルコトヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テモ発行済株式ノ總数ノ四分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ前條第一項ノ請求ヲ為スコトヲ得

第二百五十七條の次に三條を加える。

前項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

取締役ノ職務遂行ニ關シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アリタルニ拘ラズ株主總会ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ発行済株式ノ總数ノ百分ノ三以上ニ當ル株

主

式ヲ有スル株主ハ三十日内ニ其ノ
取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スル
コトヲ得
第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス
第二百五十八條第二項中「監査役
其ノ他」を削る。
第二百五十九條を次のように改め
る。

第二百五十九條 取締役会ハ各取締
役之ヲ招集ス但シ取締役会ニ於テ
招集ヲ為スベキ取締役ヲ定メタル
トキハ此ノ限ニ在ラズ
第二百五十九條の次に次の二條を
加ふる。

第二百五十九條ノ二 取締役会ヲ招
集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各
取締役ニ対シテ其ノ通知ヲ發スル
コトヲ要ス但シ其ノ期間ハ定款ヲ
以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨ゲズ
第二百五十九條ノ三 取締役会ハ取
締役全員ノ同意アルトキハ招集ノ
手續ヲ経ズシテ之ヲ開クコトヲ
得
第二百六十條を次のように改め
る。

第二百六十條 会社ノ業務執行ハ取
締役会之ヲ決ス支配人ノ選任及解
任亦同ジ
第二百六十條の次に次の二條を加
ふる。

第二百六十條ノ二 取締役会ノ決議
ハ取締役ノ過半数出席シ其ノ取締
役ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ定
款ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコト
ヲ妨ゲズ
第二百三十九條第五項及第二百四
十條第二項ノ規定ハ前項ノ決議ニ
之ヲ準用ス
第二百六十條ノ三 取締役会ノ議事

ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要
ス
議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其
ノ結果ヲ記載シ出席シタル取締役
之ニ署名スルコトヲ要ス
第二百六十一條を次のように改め
る。

第二百六十一條 会社ハ取締役会ノ
決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締
役ヲ定ムルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ数人ノ代表取締
役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキ
コトヲ定ムルコトヲ得
第三十九條第二項、第七十八條及
第二百五十八條ノ規定ハ代表取締
役ニ之ヲ準用ス
第二百六十一條の次に次の一條を
加ふる。

第二百六十一條ノ二 会社ガ取締役
ニ對シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴
ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ
付テハ取締役会ノ定ムル者会社ヲ
代表ス
株主總會ハ前項ノ規定ニ拘ラズ會
社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ
得
第二百六十三條から第二百六十六
條までを次のように改める。

第二百六十三條 取締役ハ定款並ニ
總會及取締役会ノ議事録ヲ本店及
支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本
店ニ備置クコトヲ要ス名義書換代
理人ヲ置キタルトキハ株主名簿若
ハ社債原簿又ハ其ノ複本ヲ名義書
換代理人ノ營業所ニ備置クコトヲ
得
株主及会社ノ債権者ハ營業時間内
何時ニテモ前項ノ掲グル書類ノ閱
覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得
第二百六十四條 取締役ガ自己又ハ

第三者ノ為ニ会社ノ營業ノ部類ニ
屬スル取引ヲ為スニハ株主總會ニ
於テ其ノ取引ノ付重要ナル事實ヲ
開示シ其ノ認許ヲ受クルコトヲ要
ス
前項ノ認許ハ発行済株式ノ總數ノ
三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為
ス
取締役ガ第一項ノ規定ニ違反シテ
自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ
株主總會ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為
シタルモノト看做スコトヲ得
前項ニ定ムル權利ハ取引ノ時ヨリ
一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス
第二百六十五條 取締役ガ会社ノ製
品其ノ他ノ財産ヲ讓受ケ会社ニ對
シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓渡
シ会社ヨリ金錢ノ貸付ヲ受ケ其ノ
他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取
引ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受
クルコトヲ要ス
第二百六十六條 左ノ場合ニ於テハ
其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社
ニ對シ連帶シテ第一号ニ在リテハ
違法ニ配當セラレタル額、第二号
ニ在リテハ未ダ弁済ナキ額、第三
号乃至第五号ニ在リテハ会社ガ蒙
リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ
責任ヲ負ズ
一 第二百九十條第一項ノ規定ニ
違反スル利益ノ配當ニ關スル議
案ヲ總會ニ提出シタルトキ
二 他ノ取締役ニ對シ金錢ノ貸付
ヲ為シタルトキ
三 第二百六十四條第一項ノ規定
ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ
四 前條ノ取引ヲ為シタルトキ
五 法令又ハ定款ニ違反スル行為
ヲ為シタルトキ

前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基
キテ為サレタルトキハ其ノ決議ニ
賛成シタル取締役ハ其ノ行為ヲ為
シタルモノト看做ス
前項ノ決議ニ參加シタル取締役ニ
シテ議事録ニ異議ヲ止メザリシモ
ノハ其ノ決議ニ賛成シタルモノト
推定ス
第一項ノ取締役ノ責任ハ総株主ノ
同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スル
コトヲ得ズ
第一項第四号ノ取引ニ關スル取締
役ノ責任ハ前項ノ規定ニ拘ラズ發
行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ
多数ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總
會ニ於テ其ノ取引ノ付重要ナル事
實ヲ開示スルコトヲ要ス
第二百六十六條の次に次の二條を
加ふる。

第二百六十六條ノ二 前條第一項ノ
規定ハ同項第一号ノ場合ニ於テ同
項ノ金額ニ付弁済ヲ為シタル取締
役ヨリ惡意ノ株主ニ對スル求償權
ノ行使ヲ妨ゲズ
第二百六十六條ノ三 取締役ガ其ノ
職務ヲ行フニ付惡意又ハ重大ナル
過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ
第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害
賠償ノ責任ヲ負重要ナル事項ニ付
株式申込証、社債申込証、目論見
書、第二百八十一條ニ掲グル書類
若ハ第二百九十三條ノ五ノ附屬明
細書ニ虛偽ノ記載ヲ為シ又ハ虛偽
ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦
同ジ
第二百六十六條第二項及第三項ノ
規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二百六十七條及び第二百六十八
條を次のように改める。

第二百六十七條 株主ハ会社ニ對シ
書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及ス
ル訴ヲ提起ヲ請求スルコトヲ得
会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ
三十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ
株主ハ会社ノ為メ訴ヲ提起スルコト
ヲ得
前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ
会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生
ズル虞アル場合ニ於テハ前二項ノ
規定ニ拘ラズ株主ハ直ニ前項ノ訴
ヲ提起スルコトヲ得
第二百六十八條 取締役ノ責任ヲ追
及スル訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁
判所ノ管轄ニ專屬ス
株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ參加
スルコトヲ得但シ不當ノ訴訟ヲ遲
延セシメ又ハ裁判所ノ負担ヲ著シ
ク大ナラシムルトキハ此ノ限ニ在
ラズ
前條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主
ハ訴ノ提起アリタル後遲滞ナク會
社ニ對シ其ノ訴訟ノ告知ヲ為スコ
トヲ要ス
第二百六十八條の次に次の二條を
加ふる。

第二百六十八條ノ二 第二百六十七
條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ガ
勝訴シタル場合ニ於テ弁済士ニ報
酬ヲ支拂フベキトキハ株主ハ会社
ニ對シ其ノ報酬額ノ範圍内ニ於テ
相當ナル額ノ支拂ヲ請求スルコト
ヲ得
株主ガ敗訴シタル場合ニ於テハ惡
意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ
對シ損害賠償ノ責任ヲ負ズ
前二項ノ規定ハ前條第二項ノ規定
ニ依リテ訴訟ニ參加シタル株主ニ
之ヲ準用ス

第二百六十七條 株主ハ会社ニ對シ
書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及ス
ル訴ヲ提起ヲ請求スルコトヲ得
会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ
三十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ
株主ハ会社ノ為メ訴ヲ提起スルコト
ヲ得
前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ
会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生
ズル虞アル場合ニ於テハ前二項ノ
規定ニ拘ラズ株主ハ直ニ前項ノ訴
ヲ提起スルコトヲ得
第二百六十八條 取締役ノ責任ヲ追
及スル訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁
判所ノ管轄ニ專屬ス
株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ參加
スルコトヲ得但シ不當ノ訴訟ヲ遲
延セシメ又ハ裁判所ノ負担ヲ著シ
ク大ナラシムルトキハ此ノ限ニ在
ラズ
前條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主
ハ訴ノ提起アリタル後遲滞ナク會
社ニ對シ其ノ訴訟ノ告知ヲ為スコ
トヲ要ス
第二百六十八條の次に次の二條を
加ふる。

第二百六十八條ノ二 第二百六十七
條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ガ
勝訴シタル場合ニ於テ弁済士ニ報
酬ヲ支拂フベキトキハ株主ハ会社
ニ對シ其ノ報酬額ノ範圍内ニ於テ
相當ナル額ノ支拂ヲ請求スルコト
ヲ得
株主ガ敗訴シタル場合ニ於テハ惡
意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ
對シ損害賠償ノ責任ヲ負ズ
前二項ノ規定ハ前條第二項ノ規定
ニ依リテ訴訟ニ參加シタル株主ニ
之ヲ準用ス

第二百六十八條ノ三 第二百六十八條第一項ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ原告及被告ノ共謀ニ因リ訴訟ノ目的タル会社ノ權利ヲ侵害スル目的ヲ以テ判決ヲ為サシメタルトキハ会社又ハ株主ハ確定ノ終局判決ニ對シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス
第二百七十條第一項中「又ハ取消」を「若ハ取消又ハ取締役ノ解任」に改める。
第二百七十二條を次のように改める。
第二百七十二條 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲ其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ株主ハ会社ノ為取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

「第三款 監査役」を「第三款 會計監査役」に改める。
第二百七十三條中「監査役」を「會計監査役」に、「二年」を「一年」に改める。
第二百七十四條を次のように改める。
第二百七十四條 會計監査役ハ何時ニモ會計ノ帳簿及書類ノ閱覽若ハ謄寫ヲ為シ又ハ取締役ニ對シ會計ニ關スル報告ヲ求ムルコトヲ得

會計監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
第二百七十五條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第二百七十六條第一項中「監査役」を「會計監査役」に、「支配人」を「支配人其ノ他ノ使用人」に改め、同條同項但書、同條第二項及び第三項を削る。
第二百七十七條を次のように改める。
第二百七十七條 會計監査役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ會計監査役ハ会社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責任ヲ負フ
第二百七十八條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第二百七十九條及び第二百八十條を次のように改める。
第二百七十九條 削除
第二百八十條 第二百五十四條、第二百五十六條第三項、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條第四項、第二百六十六條ノ三及第二百六十七條乃至第二百七十條ノ規定ハ會計監査役ニ之ヲ準用ス
第二百八十條の次に次の一節を加える。

第三節ノ二 新株ノ發行

第二百八十條ノ二 会社ノ成立後株式ヲ發行スル場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 新株ノ額面無額面ノ別、種類及數
二 新株ノ發行価額及拂込期日
三 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出

資ノ目的タル財産、其ノ價格並ニ之ニ對シテ與フル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數
四 無額面株式ノ發行価額中資本ニ組入レザル額
第二百八十條ノ三 株式ノ發行価額其ノ他發行ノ條件ハ發行毎ニ之ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス但シ新株ノ引受權ヲ有スル者ニ對シ有利ニ之ヲ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十條ノ四 新株ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ應ジテ新株ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス
第二百八十條ノ五 新株ノ引受權ヲ有スル者アルトキハ其ノ者ガ引受權ヲ有スル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數並ニ一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ者ニ通知スルコトヲ要ス
会社ガ無記名式ノ株式ヲ發行シタル場合ニ於テハ前項ニ掲グル事項ヲ公告スルコトヲ要ス
前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項ノ期日ノ三十日前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

会社ガ通知又ハ公告ヲ為シタルモノ新株ノ引受權ヲ有スル者ガ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ
第二百八十條ノ六 株式申込証ハ取締役會之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 第六十六條第一項第二号及第三号ニ掲グル事項
二 發行済株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ資本ノ額

三 第二百八十條ノ二ニ掲グル事項
四 新株ガ額面株式ナルトキハ一株ノ金額
五 第六十五條第二項第五号、第六号、第十号及第十二号ニ掲グル事項
六 株主ニ對スル新株ノ引受權ノ有無又ハ制限ニ關スル事項若シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ關スル事項

第二百八十條ノ七 新株ノ引受人ハ拂込期日ニ各株ニ付其ノ發行価額ノ全額ノ拂込ヲ為スコトヲ要ス
第二百八十條ノ八 現物出資ヲ為ス者アル場合ニ於テハ取締役ハ第二百八十條ノ二第三号ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス但シ其ノ者ニ對シテ與フル株式ノ數ガ發行済株式ノ總數ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ前項ニ掲グル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ニ變更ヲ加ヘテ取締役及現物出資ヲ為ス者ニ通告スルコトヲ得

現物出資ヲ為ス者前項ノ變更ニ服セザルトキハ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得
通告後二週間内ニ前項ノ取消ナキトキハ第一項ノ事項ハ通告ニ從ヒ變更セラレタルモノト看做ス
第二百八十條ノ九 拂込又ハ現物出資ノ給付ヲ為シタル新株ノ引受人ハ拂込期日ヨリ株主トナル
新株ノ引受人ガ前項ノ期日迄ニ拂込又ハ現物出資ノ給付ヲ為サザル

トキハ其ノ權利ヲ失フ
前項ノ規定ハ新株ノ引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ
第二百八十條ノ十 会社ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不正ナル方法若ハ価額ニ依リテ株式ヲ發行シ之ニ因リ株主ガ不利益ヲ受クル虞アル場合ニ於テハ其ノ株主ハ会社ニ對シ其ノ發行ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百八十條ノ十一 取締役ト通ジテ著シク不正ナル發行価額ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ会社ニ對シ公正ナル發行価額トノ差額ニ相當スル金額ノ支拂ヲ為ス義務ヲ負フ
第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ支拂ヲ求ムル訴ニ之ヲ準用ス
第二百八十條ノ十二 新株ノ引受ケタル者ハ新株發行ニ因リ變更ノ登記ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ其ノ株式ニ付株主ノ權利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第二百八十條ノ十三 新株發行ニ因リ變更ノ登記アリタルニ拘ラズ仍引受ナキ株式アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ
前項ノ規定ハ取締役ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ
第二百八十條ノ十四 第六十五條第一項第三項第四項、第六十七條、第六十七條第二項第三項、

第二百七十八條、第二百七十九條及第二百八十條ノ規定ハ新株ノ發行ノ場合ニテ準用ス

第二百八十一條ノ十五、新株發行ノ無効ハ發行ノ日ヨリ六月内ニ訴テ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

第二百八十二條ノ十六、第八十八條、第九條及第二百七十七條ノ規定ハ前條ノ訴ニテ準用ス

第二百八十三條ノ十七、新株發行ヲ無効トスル判決ヲ確定シタルトキハ新株ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第二百八十四條ノ十八、前條第一項ノ場合ニ於テハ会社ハ新株ノ株主ニ對シ其ノ拂込ミタル金額ノ支拂ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十五條ノ十九、前條第一項ノ場合ニ於テハ前項ノ株主ノ請求ニ依リ前項ノ金額ノ増減ヲ命ズルコトヲ得

第二百八十六條ノ二十、左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

第二百八十七條ノ二十一、額面以上ノ額面ヲ以テ額面株式ヲ發行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額

第二百八十八條ノ二十二、無額面株式ノ發行額中資本ニ組入レザル額

第二百八十九條ノ二十三、營業年度ニ於ケル財産ノ評

計監査役ニ改める。
第二百八十四條ノ次に次の一條を加える。

第二百八十五條ノ二、会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外發行額面株式ノ株金總額及發行額面株式ノ發行額ノ總額トス

第二百八十六條ノ次に次の一條を加える。
第二百八十七條ノ二、新株ヲ發行シタルトキハ其ノ發行ノ為ニ必要ナル費用ノ額ハ之ヲ貸借對照表ノ資產ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ新株發行ノ後三年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十八條第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同條第二項を削る。
第二百八十九條ノ次に次の一條を加える。

第二百九十條第一項中「定款」ヲ以テ「定款」ヲ以テ一定ノ株式ニ付「定款」ノ規定を「定款」ノ規定又ハ其ノ變更に、同條第三項中「年六分」を「二年ニ付資本ノ總額ノ百分六」に改め、同條第二項ノ次に次の一項を加える。

第二百九十一條第一項中「定款」ヲ以テ「定款」ヲ以テ一定ノ株式ニ付「定款」ノ規定を「定款」ノ規定又ハ其ノ變更に、同條第三項中「年六分」を「二年ニ付資本ノ總額ノ百分六」に改め、同條第二項ノ次に次の一項を加える。

第二百九十二條ノ次に次の六條を加える。
第二百九十三條ノ二、会社ハ第三項ノ規定ニ定ムル決議ヲ以テ利益ノ配當ノ全部又ハ一部ヲ新ニ發行スル株式ヲ以テ為スコトヲ得

第二百九十四條ノ三、前項ノ配當ハ額面株式ニ付テハ同項ノ決議ニ於テ定ムル發行額面株式ヲ以テ之ヲ為ス

第二百九十五條ノ四、配當スベキ利益ノ額ニ券面額又ハ發行額面株式ニ滿タザル端數アルトキハ其ノ部分ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ

第二百九十六條ノ五、依リ發行スル株式ニ付テハ第二項ノ規定ハ適用セズ

第二百九十七條ノ六、依リ發行スル株式ニ付テハ第三項ノ規定ハ適用セズ

第二百九十八條ノ七、依リ發行スル株式ニ付テハ第四項ノ規定ハ適用セズ

第二百九十九條ノ八、依リ發行スル株式ニ付テハ第五項ノ規定ハ適用セズ

第二百百條ノ九、依リ發行スル株式ニ付テハ第六項ノ規定ハ適用セズ

第二百百一條ノ十、依リ發行スル株式ニ付テハ第七項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二條ノ十一、依リ發行スル株式ニ付テハ第八項ノ規定ハ適用セズ

第二百百三條ノ十二、依リ發行スル株式ニ付テハ第九項ノ規定ハ適用セズ

第二百百四條ノ十三、依リ發行スル株式ニ付テハ第十項ノ規定ハ適用セズ

第二百百五條ノ十四、依リ發行スル株式ニ付テハ第十一項ノ規定ハ適用セズ

第二百百六條ノ十五、依リ發行スル株式ニ付テハ第十二項ノ規定ハ適用セズ

第二百百七條ノ十六、依リ發行スル株式ニ付テハ第十三項ノ規定ハ適用セズ

第二百百八條ノ十七、依リ發行スル株式ニ付テハ第十四項ノ規定ハ適用セズ

第二百百九條ノ十八、依リ發行スル株式ニ付テハ第十五項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十條ノ十九、依リ發行スル株式ニ付テハ第十六項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十一條ノ二十、依リ發行スル株式ニ付テハ第十七項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十二條ノ二十一、依リ發行スル株式ニ付テハ第十八項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十三條ノ二十二、依リ發行スル株式ニ付テハ第十九項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十四條ノ二十三、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十五條ノ二十四、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十一項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十六條ノ二十五、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十二項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十七條ノ二十六、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十三項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十八條ノ二十七、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十四項ノ規定ハ適用セズ

第二百百十九條ノ二十八、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十五項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十條ノ二十九、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十六項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十一條ノ三十、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十七項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十二條ノ三十一、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十八項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十三條ノ三十二、依リ發行スル株式ニ付テハ第二十九項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十四條ノ三十三、依リ發行スル株式ニ付テハ第三十項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十五條ノ三十四、依リ發行スル株式ニ付テハ第三十一項ノ規定ハ適用セズ

第二百百二十六條ノ三十五、依リ發行スル株式ニ付テハ第三十二項ノ規定ハ適用セズ

合テ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ズ
一 株主ガ株主ノ権利ノ確保若ハ行使ニ関シ調査ヲ為ス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ又ハ会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スルヲ請求ヲ為シタルトキ

二 株主ガ会社ト競業ヲ為ス者ナルトキ、会社ト競業ヲ為ス会社ノ社員、株主若ハ取締役ナルトキ又ハ会社ト競業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ

三 株主ガ書類ノ閲覧若ハ謄写ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報スルヲ請求シタルトキ又ハ請求ノ日ノ前二年内ニ於テ其ノ会社若ハ他ノ会社ノ書類ノ閲覧若ハ謄写ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報シタルコトアル者ナルトキ

四 株主ガ不適当ナル時ニ閲覧又ハ謄写ノ請求ヲ為シタルトキ
第二百九十四條第一項中「三月前ヨリ引続キ資本」を「発行済株式ノ總數に、同條第三項中「監査役」を「代表取締役」に改める。

第二百九十六條を次のように改める。
第二百九十六條 会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ社債ヲ募集スルコトヲ得

第二百九十七條第一項及び第二項を次のように改める。
社債ハ資本及準備金ノ總額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ
最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額ガ資本及準備金ノ總額ニ滿タザルトキハ社債ハ其ノ

財産額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ
第三百一一條第二項第十号中「資本」を「資本及準備金」に改め、同項に次の一号を加える。
十六 名義書換代理人又ハ登録機関ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ營業所
第三百五條第二項第一号中「及第十四号」を「第十四号及第十六号」に改める。
第三百七條に次の一項を加える。
第二百六條第二項ノ規定ハ記名社債ノ移転ニ之ヲ準用ス
第三百二十四條第一項中「第三百四十三條第一項乃至第三項及第三百四十四條第二項第三項」を「第三百四十三條第一項乃至第四項」に改める。
第三百二十六條第二項を削る。
第三百二十七條第二項を削る。
第三百三十九條第一項中「第三項第四項」を「第三項乃至第五項」に改める。
第三百四十一條の次に次の一款を加える。
第三款 転換社債
第三百四十一條ノ二 会社ハ転換社債ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ定款又ハ第三百四十三條ノ決議ヲ以テ転換ノ條件、転換ニ因リテ發行すべき株式ノ内容及転換ヲ請求シ得べき期間ヲ定ムルコトヲ要ス
第二百二十二條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一條ノ三 転換社債ニ付テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 社債ノ株式ニ転換スルコトヲ要

得ベキコト
二 転換ノ條件
三 転換ニ因リテ發行すべき株式ノ内容
四 転換ノ請求ヲ為スコトヲ得べき期間
社債ノ登記ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ四 転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ通ニ債券ヲ添附シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ五 第二百八條、第二百二十二條ノ三、第二百二十二條ノ五第三項、第二百二十二條ノ六及第二百二十二條ノ七ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十三條及び第三百四十四條を次のように改める。
第三百四十三條 前條第一項ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ得ザル為前項ノ決議ヲ為スコト能ハザルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ仮決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ仮決議ノ日ヨリ二月内ニ其ノ承認ヲ得ル為第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要

ス
第二回ノ株主總會ニ於テ仮決議ノ承認アリタルトキハ其ノ承認ノ時ニ第一項ノ決議アリタルモノト看做ス
前項ノ承認ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス
前三項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セズ
第三百四十四條 削除
第三百四十五條第二項を次のように改める。
或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
第三百四十六條中「第二百二十二條第二項ノ決議ヲ為ス場合」を「第二百二十二條第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合」に改める。
第三百四十七條から第三百七十四條までを次のように改める。
第三百四十七條 会社ガ發行スル株式ノ總數ハ發行済株式ノ總數ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ会社ハ發行スル株式ノ總數ヲ増加スル決議ニ於テ増加すべき株式ニ付株主ニ對シ新株ノ引受權ヲ與ヘ、制限シ又ハ排除スル旨若シ特定ノ第三者ニ對シ之ヲ與フルトキハ其ノ旨ヲ定ムルコトヲ要ス
第三百四十八條乃至第三百七十四條 削除
第三百七十四條の次に節名とし

て、「第六節ノ二 資本ノ減少」を加える。
第三百七十五條を次のように改める。
第三百七十五條 資本ノ減少ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス
第三百八十八條第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル變更ノ登記」に改め、同條第二項中「監査役」を削り、同條第三項中「第三百六條、第三百七條、第三百九條、第三百三十七條及第二百四十九條」を「第三百九條及第三百三十七條」に改める。
第三百八十一條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。
第三百八十二條を次のように改める。
第三百八十二條 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
第三百八十六條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り、「処分ヲ為シタル」を「処分アリタル」に、「ニ其ノ登記ヲ為スコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ為スコト」に改め、同條第二項中「裁判所」を削り、「囑託スル」を「為ス」に改める。
第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十九條第二号中「監査役」を「會計監査役」に、「第三百九十三條、第二百六十六條、第二百八十條又ハ

得ベキコト
二 転換ノ條件
三 転換ニ因リテ發行すべき株式ノ内容
四 転換ノ請求ヲ為スコトヲ得べき期間
社債ノ登記ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ四 転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ通ニ債券ヲ添附シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ五 第二百八條、第二百二十二條ノ三、第二百二十二條ノ五第三項、第二百二十二條ノ六及第二百二十二條ノ七ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十三條及び第三百四十四條を次のように改める。
第三百四十三條 前條第一項ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ得ザル為前項ノ決議ヲ為スコト能ハザルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ仮決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ仮決議ノ日ヨリ二月内ニ其ノ承認ヲ得ル為第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要

ス
第二回ノ株主總會ニ於テ仮決議ノ承認アリタルトキハ其ノ承認ノ時ニ第一項ノ決議アリタルモノト看做ス
前項ノ承認ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス
前三項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セズ
第三百四十四條 削除
第三百四十五條第二項を次のように改める。
或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
第三百四十六條中「第二百二十二條第二項ノ決議ヲ為ス場合」を「第二百二十二條第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合」に改める。
第三百四十七條から第三百七十四條までを次のように改める。
第三百四十七條 会社ガ發行スル株式ノ總數ハ發行済株式ノ總數ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ会社ハ發行スル株式ノ總數ヲ増加スル決議ニ於テ増加すべき株式ニ付株主ニ對シ新株ノ引受權ヲ與ヘ、制限シ又ハ排除スル旨若シ特定ノ第三者ニ對シ之ヲ與フルトキハ其ノ旨ヲ定ムルコトヲ要ス
第三百四十八條乃至第三百七十四條 削除
第三百七十四條の次に節名とし

て、「第六節ノ二 資本ノ減少」を加える。
第三百七十五條を次のように改める。
第三百七十五條 資本ノ減少ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス
第三百八十八條第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル變更ノ登記」に改め、同條第二項中「監査役」を削り、同條第三項中「第三百六條、第三百七條、第三百九條、第三百三十七條及第二百四十九條」を「第三百九條及第三百三十七條」に改める。
第三百八十一條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。
第三百八十二條を次のように改める。
第三百八十二條 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
第三百八十六條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り、「処分ヲ為シタル」を「処分アリタル」に、「ニ其ノ登記ヲ為スコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ為スコト」に改め、同條第二項中「裁判所」を削り、「囑託スル」を「為ス」に改める。
第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十九條第二号中「監査役」を「會計監査役」に、「第三百九十三條、第二百六十六條、第二百八十條又ハ

得ベキコト
二 転換ノ條件
三 転換ニ因リテ發行すべき株式ノ内容
四 転換ノ請求ヲ為スコトヲ得べき期間
社債ノ登記ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ四 転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ通ニ債券ヲ添附シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ五 第二百八條、第二百二十二條ノ三、第二百二十二條ノ五第三項、第二百二十二條ノ六及第二百二十二條ノ七ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十三條及び第三百四十四條を次のように改める。
第三百四十三條 前條第一項ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ得ザル為前項ノ決議ヲ為スコト能ハザルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ仮決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ仮決議ノ日ヨリ二月内ニ其ノ承認ヲ得ル為第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要

ス
第二回ノ株主總會ニ於テ仮決議ノ承認アリタルトキハ其ノ承認ノ時ニ第一項ノ決議アリタルモノト看做ス
前項ノ承認ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス
前三項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セズ
第三百四十四條 削除
第三百四十五條第二項を次のように改める。
或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
第三百四十六條中「第二百二十二條第二項ノ決議ヲ為ス場合」を「第二百二十二條第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合」に改める。
第三百四十七條から第三百七十四條までを次のように改める。
第三百四十七條 会社ガ發行スル株式ノ總數ハ發行済株式ノ總數ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ会社ハ發行スル株式ノ總數ヲ増加スル決議ニ於テ増加すべき株式ニ付株主ニ對シ新株ノ引受權ヲ與ヘ、制限シ又ハ排除スル旨若シ特定ノ第三者ニ對シ之ヲ與フルトキハ其ノ旨ヲ定ムルコトヲ要ス
第三百四十八條乃至第三百七十四條 削除
第三百七十四條の次に節名とし

て、「第六節ノ二 資本ノ減少」を加える。
第三百七十五條を次のように改める。
第三百七十五條 資本ノ減少ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス
第三百八十八條第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル變更ノ登記」に改め、同條第二項中「監査役」を削り、同條第三項中「第三百六條、第三百七條、第三百九條、第三百三十七條及第二百四十九條」を「第三百九條及第三百三十七條」に改める。
第三百八十一條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。
第三百八十二條を次のように改める。
第三百八十二條 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
第三百八十六條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り、「処分ヲ為シタル」を「処分アリタル」に、「ニ其ノ登記ヲ為スコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ為スコト」に改め、同條第二項中「裁判所」を削り、「囑託スル」を「為ス」に改める。
第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十九條第二号中「監査役」を「會計監査役」に、「第三百九十三條、第二百六十六條、第二百八十條又ハ

第三百五十六條を「第百九十三條第一項、第百六十六條、第百七十七條又ハ第百八十八條ノ十三」に改め、同條第五号中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第三百九十九條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改め、同條第二項中「執達吏又ハ警察官吏」を「執行吏、警察官又ハ警察吏員」に改める。

第三百九十八條第二項中「第三百七十一條」を「第二百八十條ノ十五」に改める。

第四百四條第三号を削る。

第四百六條の次に次の一條を加える。

第四百六條ノ二 左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
一 会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢著シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ
二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失當シテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ

第四百八條の次に次の一條を加える。

第四百八條ノ二 前條第一項ノ株主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ合併ニ反對ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ合併契約書ノ承認ニ反對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ

得第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百九條第一号から第五号までを次のように改める。

一 存続スル会社ガ合併ニ因リ其ノ発行スル株式ノ總數ヲ増加スルトキハ其ノ増加スベキ株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數
二 存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ對スル新株ノ割當ニ關スル事項
三 存続スル会社ノ増加スベキ資本及準備金ノ額
四 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支拂フ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
五 各会社ニ於テ第四百八條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ノ期日
六 合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百十條第一号から第四号までを次のように改める。

一 合併ニ因リテ設立スル会社ニ付第六十六條第一項第一号乃至第四号ニ掲グル事項、數種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ種類及數並ニ本店ノ所在地
二 合併ニ因リテ設立スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ各会社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項
三 合併ニ因リテ設立スル会社ノ資本及準備金ノ額

四 各会社ノ株主ニ支拂フ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
五 前條第五号及第六号ニ掲グル事項
第四百十二條第二項を次のように改める。

合併ニ際シテ発行スル新株ノ引受人ハ前項ノ株主總會ニ於テ株主ト同一ノ權利ヲ有ス
第四百十五條中「監査役」を削る。

第四百十六條第一項中「及第百五條乃至第百十一條」を、第百五條及第百八條乃至第百十一條に改める。

第四百二十條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第四百二十五條中「ノ割合」を削る。
第四百二十六條第二項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改める。
第四百二十八條第二項中「取締役又ハ監査役」を「又ハ取締役」に改める。
第四百三十條第一項中「第百二十八條、」を削り、同條第二項を次のように改める。
第二百三十一條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ二、第二百六十三條、第二百六十五條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第

四 各会社ノ株主ニ支拂フ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
五 前條第五号及第六号ニ掲グル事項
第四百十二條第二項を次のように改める。

合併ニ際シテ発行スル新株ノ引受人ハ前項ノ株主總會ニ於テ株主ト同一ノ權利ヲ有ス
第四百十五條中「監査役」を削る。

第四百十六條第一項中「及第百五條乃至第百十一條」を、第百五條及第百八條乃至第百十一條に改める。

第四百二十條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第四百二十五條中「ノ割合」を削る。
第四百二十六條第二項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改める。
第四百二十八條第二項中「取締役又ハ監査役」を「又ハ取締役」に改める。
第四百三十條第一項中「第百二十八條、」を削り、同條第二項を次のように改める。
第二百三十一條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ二、第二百六十三條、第二百六十五條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第

二百八十二條乃至第二百八十四條及第二百九十三條ノ五乃至第二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス
第四百三十一條第一項中「監査役」及び同條第三項中「及第三項」を削る。

第四百四十二條第一項中「第二百三十九條第三項」を、第二百三十九條第三項第四項に改める。
第四百五十二條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改める。
第四百五十三條中「監査役」を「會計監査役」に改め、同條第一号中「第百九十三條、第百六十六條、第百八十三條、第百六十六條、第百九十三條、第百五十六條」を、第百九十三條第一項、第百六十六條、第百七十七條、第百八十八條ノ十三に改める。
第四百五十四條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第二編第五章を次のように改める。

第五章 削除
第四百五十七條乃至第四百七十八條 削除
第四百七十九條を次のように改める。
第四百七十九條 外國会社ガ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ營業所ヲ設クルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ外國会社ハ其ノ營業所ニ付登記及公告ヲ為スコトヲ要ス此ノ登記及公告ハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ量モ之ニ

類似スルモノノ支店ノ登記及公告ノ規定ニ從フ
前項ノ登記ニ在リテハ会社設立ノ準拠法並ニ日本ニ於ケル代表者ノ氏名及住所ヲモ登記スルコトヲ要ス
第七十八條ノ規定ハ外國会社ノ代表者ニ之ヲ準用ス
第四百八十條中「前條第一項及第二項」を「前條第二項及第三項」に改める。
第四百八十一條を次のように改める。
第四百八十一條 外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責任ヲ任ズ
第四百八十三條中「、第三百八條及第三百七十條第三項」を「及第三百八條」に、「支店」を「營業所」に改める。
第四百八十四條を次のように改める。

第四百八十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務總裁又ハ株式、債權者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ外國会社ノ營業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得
一 營業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ
二 正當ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為シタル後一年內ニ營業ヲ開始セズ若ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ支拂ヲ停止シタルトキ

第四百八十一條 外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責任ヲ任ズ
第四百八十三條中「、第三百八條及第三百七十條第三項」を「及第三百八條」に、「支店」を「營業所」に改める。
第四百八十四條を次のように改める。

第四百八十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務總裁又ハ株式、債權者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ外國会社ノ營業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得
一 營業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ
二 正當ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為シタル後一年內ニ營業ヲ開始セズ若ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ支拂ヲ停止シタルトキ

第四百八十一條 外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責任ヲ任ズ
第四百八十三條中「、第三百八條及第三百七十條第三項」を「及第三百八條」に、「支店」を「營業所」に改める。
第四百八十四條を次のように改める。

第四百八十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務總裁又ハ株式、債權者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ外國会社ノ營業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得
一 營業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ
二 正當ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為シタル後一年內ニ營業ヲ開始セズ若ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ支拂ヲ停止シタルトキ

第四百八十一條 外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責任ヲ任ズ
第四百八十三條中「、第三百八條及第三百七十條第三項」を「及第三百八條」に、「支店」を「營業所」に改める。
第四百八十四條を次のように改める。

第四百八十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務總裁又ハ株式、債權者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ外國会社ノ營業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得
一 營業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ
二 正當ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為シタル後一年內ニ營業ヲ開始セズ若ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ支拂ヲ停止シタルトキ

第四百八十一條 外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責任ヲ任ズ
第四百八十三條中「、第三百八條及第三百七十條第三項」を「及第三百八條」に、「支店」を「營業所」に改める。
第四百八十四條を次のように改める。

三 外国会社ノ代表者其ノ他營業所ニ於テ業務ヲ執行スル者ガ法務總裁ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ

第五十八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百八十五條第一項中「又ハ第二項」を削り、同條第三項中「支店」を「營業所」に改める。
第四百八十五條の次に次の一條を加える。

第四百八十五條ノ二 外国会社ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ日本ニ成立スル同種又ハ最モ之ニ類似スル会社ト看做ス但シ法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百八十六條中「株式合資会社ノ業務ヲ執行スル無限責任社員」、「若ハ株式合資会社」及び「第二百七十二條第一項」を削り、「監査役」を「會計監査役」に、「一萬元」を「五十萬元」に改める。
第四百八十七條中「五十萬元」を「三十萬元」に改める。
第四百八十九條中「五十萬元」を「三十萬元」に、同條第一号中「又ハ資本増加ノ場合ニ於テ株式總數」を「實際シテ発行スル株式ノ總數」に、「第四号乃至第七号若ハ第三百四十八條第二号第三号」を「若ハ第三百八十條ノ二第三号」に改め、「株金」を削る。

第四百九十條第一項中「五十萬元」を「三十萬元」に改める。
第四百九十一條中「株金」を削る。

り、「五十萬元」を「三十萬元」に改める。
第四百九十三條第一項中「三千円」を「二十萬元」に改める。
第四百九十四條第一項中「千円」を「五十萬元」に改め、同項第二号中「及第五章」を削り、「資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ總數ノ百分ノ三若ハ十分ノ一」に改める。
第四百九十七條中「株金」を削り、「千円」を「五十萬元」に改める。
第四百九十八條中「監査役」を「會計監査役」に、「五十萬元」を「三十萬元」に改め、「若ハ株式合資会社」及び「第二百七十二條第一項」を削り、同條第三号中「閱覽」を「閱覽若ハ謄写」に、同條第九号中「第三百一一條第二項、第三百五十條、第三百六十條第一項、第三百六十六條第一項又ハ第四百六十條第二項」を「第二百八十一條ノ六、第二百二十二條ノ四、第三百一一條第二項又ハ第三百四十一條ノ三第一項」に、同條第十号を「十削除」に、同條第十五号中「第二百二十六條第一項、第三百七十條第三項」を「第二百二十六條第二項」に改め、同條第十九号中「株主表」を削り、同号中「帳簿」の下に、「第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を、同條第二十号中「第二百八十二條第一項、」の下に「第二百九十三條ノ五第一項、」を、同條第二十一号中「第二百八十八條の下に、」第二百八十八條ノ二」を加え、同條第二十九号中「又ハ第二項」を削り、同條に次の一項を加える。

発起人ガ株式ノ引受ニ因ル權利ヲ讓渡シタルトキ亦前項ニ同ジ
第四百九十八條の次に次の二條を

加える。
第四百九十八條ノ二 会社ノ成立前会社名義ヲ以テ營業ヲ為シタル者ハ会社設立ノ登録税額ニ相当スル過料ニ処ス
第四百九十八條ノ三 前條ノ規定ハ第四百八十一條第一項ノ規定ニ違反シテ行為ヲ為シタル者ニ之ヲ準用ス
第七百二條第二項中「及ヒ株式合資会社」を削る。

附則
この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十六年七月一日後であつてはならない。
二月二十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、民法第三百九條改正に関する請願(第八三一號)
第八三一號 昭和二十五年二月十日受理
民法第三百九條改正に関する請願
請願者 名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金屬産業労働組合協議会
東海支部内 小寺徳夫

紹介議員 中野 重治君
現行民法第三百九條に定められた賃金先取特権の最低金額は、労働基準法第二十六條によつて、使用者の責に帰すべき事由による休業でさえ、その期間中六割以上の手当を保証している事実および賃金遅配の増加しつつある現下の社会情勢からみて、あまりにも少額であるから、給料遅配分および最終作業日までの賃金の完全支拂を保障する

とともに労働協約に定められた退職手当金を保証するよう民法第三百九條を改正せられたいとの請願。